

日本IT書紀

174 ソフトウェア

09 玉鏡篇
卷之二十四 侍者

佃 均



© 2004 TSUKUDA Hitoshi (Licensed under CC BY NC ND 4.0)

本作品はCC-BY-NC-NDライセンスによって許諾されています。ライセンスの詳細内容は <https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja> でご確認ください。

第七百七十四

ソフトウェア

一

通産省の平松守彦ないし情報産業室が描いたソフト産業育成・振興策の枠組みというものを探ると、第一に佐橋滋が唱えた官民協調調整論があった。第二には戸谷深造が築いた大型プロジェクトの路線があった。

情報産業室はその二つを継承しながら、産業の情報化に資する業務ソフトウェア、つまり「アプリケーション」の開発力を強化することに目標を置いていた。

この時点では、ハードウェアにディペンドする基本ソフトウェアは引き続き国策で設立した日本ソフトウェアが担当することが前提だった。

だが富士通、日本電気、日立製作所は、「超高速電子計算機開発」プロジェクトの終了と同時に日本ソフトウェアから撤退する意向を示していた。となると、日本ソフトウェアも実務分野のソフトウェア開発を指向せざるを得ない。

日本ソフトウェアが解散したのは一九七三年三月末であ

って、平松が電子工業課長に着任した四年後である。

——いくら何でも四年前にそのことを見通せたのか。

と疑問に思う向きがあるだろうが、実をいえば「超高速電子計算機開発」プロジェクトは六六年度から五年の期限付きでスタートしたわけだった。

つまり七〇年度に終了する予定だった。このため平松は、その事後対策も立てなければならなかった。

では、アプリケーション・プログラムがどのように作成されているか。体力のあるコンピュータ・メーカーといえどもすべてを自社でまかなうことはできず、外部の独立系ソフトウェアか計算センターに発注するケースが多かった。ソフト技術者が確保できなかつたし、すでにこの時点でコンピュータ・メーカーは小回りが利かなくなっていた。

その理由はいくつもある。

一つはハードウェア重視の開発、営業体制を敷いていたために、ユーザー向けソフト部隊は組織上、片隅に追いやられ、要するにその部門長の社内における発言力がきわめて弱かった。

そこで富士通、日立製作所、日本電気といったメーカーは、ソフト／サービス部隊を子会社化して多少なりとも自由度を与えようとしたが、それぞれのハードウェアの制約を受けることになった。

もう一つの大きな要因は、メーカーのエンジニアはエリート意識が高く、事実、高学歴者がそろっていた。大学の理学、電気工学、通信工学、物理といった工科系学部ばかりでなく、法律、経済など理論的な緻密さを要求される文科系の出身者であって、要するに下積みのな、あるいは地味で単調な仕事を進んでこなす精神構造に欠けていた。ごく一部を除いて、メーカーのソフトウェア・エンジニアは、サラリーマンだった。

この時期、ソフトウェア（厳密には「コンピュータ・プログラム」）の作成をもって業として営んでいた独自資本の企業は十社に満ちていなかった。創業者の最終学歴は東京大学、大阪大学、早稲田大学、慶応大学など、いわゆる「一流どころ」であったにしても、煎じ詰めれば大きな組織からのスピニアウト組である。

独立心が旺盛で上昇志向が強く、何か面白いこと、挑戦的であることに心を動かす種類の人間だった。従業員においても同様だった。ところがそういう企業は資金力が弱い。何といっても、ソフトウェア産業にとってはこれが決定的な弱点だった。

——アメリカであれば……

と、平松は思ったかもしれない。

フェアチャイルド・セミコンダクタ社しかり、ディジタ

ル・イクイップメント社しかり、アプライド・データ・リサーチ社しかりである。

日本ではそういう企業は、ユーザーが評価しないのだ。日本ではブランドと規模——資本金、従業員数、売上高の大きさ——が評価基準だった。大手企業における年功序列、終身雇用が通常化し、担保主義を貫く金融機関の融資制度といった環境の中で独立系ソフトウェア会社を大きく伸ばすにはどうすればいいか。

まして自由化が目前に迫っていた。

国がその後ろ盾になるほかないではないか。

二

情報処理振興事業協会（IPA）の設立、そこを通してのソフトウェアへの信用保証制度が、果たして平松（ないし情報産業室）が目指したゴールであったかどうか。

というのはこの直前、「EDPジャーナル」に面白い記事が掲載されている。

「EDPジャーナル」一九六九年五月五日付一面

情報産業育成策 通産省の構想

登録制で秩序維持 ソフトウェアに担保力

情報産業のあり方については、産業構造審議会の情報産業部会（部会長・北川一栄氏）で一昨年から検討を続けており、五月末にはいよいよその答申がまとまる予定であるが、通産省としてはこの答申にこれらの振興策を盛りこんだ上で、四十五年度の新政策として実施していく計画である。

情報産業は情報処理サービス業と情報提供サービス業の二つに分けられるが、わが国の情報産業は、現状では情報処理サービス、とくに「計算センター」が主体となっている。計算センターは最近著しく成長しているが、質的にはアメリカと比較してまだかなり立ち遅れている。

一方、情報提供サービスについては、近い将来種々のサービスが開始されることが予想されるものの、現在のところまだ企業として確立したものはない。

こうした現状からみて、通産省では情報産業育成策の基本的態度としては

①強力な情報産業の新規参入と高度な発展段階への移行を促進すること

②企業基盤の確立と企業運営の円滑化を図ること

③一方、情報産業の社会的重要性からみて、競争原理を減少しない限度で登録制度など秩序維持のための措置をとる

などの方針で臨むことにしている。

同省が検討している新政策の問題点と概要は、つぎのようなものである。

一、金融措置

情報産業の発展には金融の円滑化を図ることが不可欠であるにもかかわらず、担保となるものが少いという金融上の問題点を持っている。これは①不動産である土地・建物などは貸ビルなどを借りている場合が多い②動産であるコンピュータはレンタル制である③初期投資の多くはソフトウェアの開発、データの収集などに投入されるが、これらは資産として評価されず担保価値が認められない、などの事情に原因がある。

また、電算機が買取りの場合でも、単体としての電算機には抵当権が設定できないため、担保として活用することができない。こうした担保力の弱さを補い融資の円滑化を図る方法として同省では、①信用保証制度の設置②動産設備の担保力の強化③ソフトウェア、蓄積データなどに新たに担保力を付与する等の措置を検討している。

一、税制措置

強力な情報産業の新規参入を促進するため、この分野への投資を促進する税制、新規サービスを促進するための税制、企業基盤を確立するための税制などを検討して

いる。

一、ソフトウェア開発基金の設置

情報産業が行なうソフトウェア開発に対して融資を行い、出世払いで返済するような基金制度を設ける。

ここまでは、翌七〇年五月二十二日に成立し、七月一日に施行された「情報処理振興事業協会に関する法律」の骨子であって、周知の事実とわかっていい。ところがこれに次のような文章が続いている。

一、秩序維持と任意登録制度

さる二月に産構審の情報産業部会がまとめた「情報産業施策の基本方向」では、将来の情報産業の主体は民間企業であり、競争原理とユーザー選択の原理が最大限に発揮されるべきであるとしている。

一方、ユーザー保護のためには一定以上のサービス水準の確保、秘密保持などから、業者に一定の資格を設ける必要が生じる。

この二つの対立する要求に応えるための制度として、国による「任意登録制度」を検討している。

この任意登録制度のもとでは、登録を受けない業者も営業できるが、登録事業者には秘密の保持や誤処理につ

いての責任、納期の遵守などを義務づける反面、登録業者であることを表示させ、ユーザーに自由に選択させることになる。また、金融・税制上の優遇措置は登録業者に對してのみ実施することになる。

ここでいう「登録制度」が、のちに実施された情報システム安全対策実施認定事業所制度、システム・インターネット・シオン台帳登録制度などに結びついたといえなくもない。だがどうもそうではなくて、ニュアンスとしてだが、通産省はソフト会社の登録免許制度を考えていた節がある。

IPAの信用保証を受ける条件として、まずソフト業であることを登録し、信用保証の権利を確定させる仕組みである。

産構審の検討段階では「任意登録制度」であっても、平松（ないし情報産業室）はIPAに「ソフト業登録台帳」を創設し、信用保証ばかりでなく、のちのちの委託開発プロジェクトの受け皿を固定しようとしたのではなかったか。それによって「強力な情報産業」を育成するのである。

三

平松は大蔵省に言った。

「一般会計から二億、民間から二億。これを基金にする」の予算だけでは依存しない。

民間も金を出す。これならどうか。

同じことを情報サービス産業側にも伝え、さらに経団連に協力を打診した。日本興業銀行と日本長期信用銀行が三千万円ずつ出す。計算センターの団体が一千万円、ソフト業の団体が同じく一千万円、計二千万円を三年間にわたって拠出できないか。

これに対してまず大野達男が

「分かった」

と言った。

会社にそんな余裕はないが、市中銀行から借りればいいであろう。親会社がバックに付いている。

ソフト業側は

「弱った」

と頭を抱えた。

そのようなことで市中銀行が融資をしてくれるなら、情報処理振興事業団の信用保証制度を熟望するはずがない。

——その問題を解決するにも業界団体の必要である。

ということになった。

通産省の「昭和四十五年度情報産業育成重点施策」は六年の七月に早々と発表されていた。『目玉』は「情報処

理振興事業団の設立」と「情報化促進税制の創設」だった。このうち「情報処理振興事業団」については、

一、一般会計出資および資金運用部資金の融資により事業団を設置し、コンピュータ導入企業、情報産業、ソフトウェア産業に情報処理関係の所要資金を無担保または特殊担保で低利融資する。

一、事業団はこれと同時に

① データ・コンバージョン、プログラム・コンバージョンなどコンバージョン・センターの業務を行う。

② 汎用プログラムを委託開発して保有し一般へ低価格で貸し付ける。

③ 国内で開発された優秀なプログラムを外資の独占買取防止のため買い取り、一般へ貸し付ける。

④ プログラムの評価方法の研究、公表その他プログラムの価値の確立と流通促進のための業務などを行う。

となっていた。

このための資金として通産省は「百億円」という数字を大蔵省に突きつけたが、そのまま認められるとは頭から考

えていなかった。数字の大きさが政策としての重要度を示すという考え方だった。

また、

「所要資金の無担保または特殊担保による低利融資」を実施するため、対象となる企業とソフトウェアの登録制度創設が補足的に報道され、業界の内部においてさえ批判的な意見があった。

いわく、

——情報サービス会社の登録制度は自由競争の制限につながる。

——ソフトウェア登録制度は排他的独占を助長するのではないか。

ひいては、

——官僚主導による業界への義務の強制である。等々である。

——単に大蔵省に対して示す政策構想に過ぎず、より現実的な施策に重点を絞って予算獲得を目指すべきである。

といった批判もあった。

平松はこうした批判をもとめず、情報産業振興議員連盟の橋本登美三郎、倉成正、竹下登、小淵恵三、中山太郎などを味方につけつつ、行政管理庁の清正清などと協議して、予算獲得に向けた動きを精力的にこなしていた。日

本ソフトウェアの役割を果す機関を、七〇年度内に設けなければならない。

このことには、七〇年七月一日に新設された情報処理振興課で初代の業務班長を務めた山路開造の証言がある。

「すでにそのころ、日本ソフトウェアについては、政策的な整理の段階に入っていました。超高速電子計算機開発プロジェクトが一年延長され、プロジェクト・チームの解散は七三年三月にずれ込みましたが、われわれにとっては残務整理でした」

山路のあと業務班長になった辻良英（のち財団法人国際情報化協力センター専務理事）は

「情報処理振興事業協会は日本ソフトウェアの代替機能だった。日本ソフトウェアの反省に立って、法律で裏づけし、ガッチリした組織を作ろうというわけでした」と語っている。

大蔵省は様々な問題点を指摘したが、十月中旬から末にかけて、焦点は次の一点に絞られていた。

「小売業やファッション業、金型業など、圧倒的に中小企業が多くを占める産業が他にもあるのに、なぜソフトウェア産業に対して莫大な国の予算を投じなければならないのか」

ということである。

これを突破しないことには扉が開かれない。

情報産業振興議員連盟の橋本登美三郎は、「公社・公団方式」を主張していた。

これに対して平松は「民間活力」ということを考えた。

この前後に大蔵省と通産省の間で若干の論議があった。

信用力のない中小・零細企業を国が後ろ盾になって育成する。市中銀行から融資を受ける際に国が信用保証をする。そのために法律を作り、特殊法人まで作るという。

それはおかしいのではないか。

——小売業界だってファッション業界だって、条件は同じじゃないですか。ソフトウェア産業を特別に、例外的に扱うというのは、それは国の施策として成立しないでしょう。

なるほど、正論であった。ソフト業だけを特別扱いできないというのは、筋が通っている。

そのあとのような話が動いたのか、平松は固く沈黙して明らかにしなかった。

「亡くなられた橋本先生、外務大臣をやられた倉成先生などがいろいろバックアップしてくれました」

と言うのみだった。

のちに、このとき動いたのは椎名悦三郎だったことが判明した。この時期、自由民主党情報産業調査会の会長にあ

り、六七年十一月から一年間、通産大臣。

二〇〇四年三月二十五日、大分市でのインタビューで初めて平松はそのことを語った。

「椎名さんは眠たそうな顔で、わたしの話を聞いておつたですよ。ほんとに分かつとるのかいな、と思いましたが、要点はつかんでくれました。鶴の一声で決まりました」

ともあれ、大蔵省は引き下がった。特殊法人情報処理振興事業協会設立のめどが立った。


~~~~~ 補 注 ~~~~~

戸谷深造 とたに・しんぞう／1922～1990。一九六四年通産省重工業局電子工業課長となり、国産電子計算機の開発やその後の情報産業の育成・振興策の基盤を作った。のち日本電装に移り、道路情報システムを提唱した。アマチュアながらバイオリンの名手だった。第十「知らざる事実」、第二百二十四「大型プロジェクト」、第二百五「二十億円のソフト開発」、第二百二十六「戸谷深造・その後」参照。

アプライド・データ・リサーチ社 ADR・スベリーランド社をスピンアウトした七人のエンジニアが起業した。IBM社の計算機で動作するパッケージ・ソフトウェアを製品化し、六年後に株式を公開、設立から十年で売上三位、年商数千万ドルの大企業に成長した。

情報処理産業の二区分 宮野素行が書いた産業構造審議会の報告書に準拠している。

# 日本IT書紀 174 ソフトウェア

著 者：佃 均

発行者：（特非）オープンソースソフトウェア協会

<http://www.ossaj.org/>

[info@ossaj.org](mailto:info@ossaj.org)

発行日：2023年4月10日

本作品は2004年-2005年ナレイ出版局より刊行された「日本 IT書紀」全5分冊を底本とし、原著者が一部改定を加えたものを複数の電子書籍に再構成して CC-BY-NC-ND ライセンスにより公開します。



© 2004 TSUKUDA Hitoshi (Licensed under CC BY NC ND 4.0)

本作品はCC-BY-NC-NDライセンスによって許諾されています。ライセンスの詳細な内容は <https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja> でご確認ください。